

# 電気通信大学保育施設運営委員会規程

平成24年 3月27日

改正

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学保育施設規程第3条第2項の規定に基づき、電気通信大学保育施設運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、電気通信大学保育施設に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 入所に関すること。
- (3) 退所に関すること。
- (4) 利用者及び運営団体との調整・指導に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 男女共同参画・ダイバーシティ戦略室長
- (2) 役員及び職員のうちから学長が指名する者
- (3) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員会の事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部人事労務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。